

掛川市告示第60号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、次のとおり使用料の徴収事務を委託した。

平成25年4月23日

掛川市長 松井三郎

1 委託先

名 称 ビル保善グループ

所在地 静岡市葵区鷹匠2丁目23番9号

2 委託した使用料

掛川市22世紀の丘公園の使用料

3 委託期間

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで